

8月から国民健康保険証が「柿色」になります

問 健康づくり課 国保年金係 (Tel64-1529)



新しい保険証(柿色)を7月下旬に郵送します。旧保険証(桃色)は8月以降に各自で処分してください。

※届かない場合の連絡先は下記のとおりです。

【7月31日まで】大牟田郵便局(Tel0570-943-660)

【8月1日以降】国保年金係



【各種認定証の有効期限は7月31日まで】

8月以降も認定証が必要な人は8月中旬に更新手続きをしてください。マイナ保険証を利用すると、事前の手続きなく高額療養費制度における限度額を超える支

払いが免除されますので、マイナ保険証をぜひ利用ください。ただし、「長期入院該当」の適用を受ける場合などは申請が必要です。

■対象の認定証

限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

■申請場所

健康づくり課国保年金係、各支所市民サービス係

■必要書類

国民健康保険被保険者証、世帯主と対象者のマイナンバーがわかるもの、来庁者の本人確認書類、現在の各種認定証、長期入院の人は過去1年間のうち91日以上入院日数を証明できるもの(領収書など)

10月から戸籍届は本庁市民課でのみ受け付けます

問 市民課 住民係 (Tel64-1513)

支所の事務取り扱い見直しに伴い、出生届、死亡届、婚姻届、離婚届などの戸籍届は10月以降、本庁市民課のみでの受け付けとなります。

■支所で受け付けることができる主な手続き

手続き	支所	本庁
税金、保険料、水道料などの納付	○	各担当課
住民票・戸籍・税などの証明書発行	○	市民課、税務課
印鑑登録、マイナンバーカード受取・更新	○	市民課
農業者年金の現況届	○	農業委員会
住民異動届(転入、転出、転居など)	○	市民課

■支所で受け付けることができない手続き

手続き	支所	本庁
戸籍届(出生、死亡、離婚など)★	—	市民課
納税相談	—	税務課
障害年金手続き	—	健康づくり課
介護保険申請(新規)	—	介護支援課
児童扶養手当	—	子ども子育て課

★戸籍届は10月から本庁へ手続き方法などは、事前に市民課に問い合わせください。

国民年金保険料の免除を受け付けます

問 健康づくり課 国保年金係 (Tel64-1529)、大牟田年金事務所 (Tel52-5294)



経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除承認期間は老齢基礎年金を受給するための資格期間に反映されます。

※本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。

※50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

■免除期間 7月から来年6月まで(申請時から最大2年1か月前までさかのぼり、過年度分も申請できます)

■受付場所 健康づくり課国保年金係、各支所市民サービス係、大牟田年金事務所

■持ってくるもの 年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカード、本人確認書類

※失業を理由に申請するときは、離職票・雇用保険受給資格者証などをお持ちください。

※代理人による申請の場合、代理人の本人確認ができるものや委任状が必要です。

■令和6年度の保険料納付額(月額)

	納める保険料	受け取る年金額の割合
免除なし(通常納付)	16,980円	全額
4分の1免除(4分の3納付)	12,740円	8分の7
半額免除(2分の1納付)	8,490円	4分の3
4分の3免除(4分の1納付)	4,250円	8分の5
全額免除	0円	2分の1
納付猶予	0円	追納により反映

■注意事項

- ①申請が遅れると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合があります。
- ②免除や猶予された保険料は、10年以内に追納しないと、将来受け取る老齢基礎年金が減額されます。
- ③一部免除は、免除後の保険料を納付しないと未納扱いとなります。
- ④失業者は離職票・雇用保険受給資格者証などの写しを添付することで、また、天災により住宅などの財産の被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた人は、り災証明などの添付により、所得なしとみなすことができる場合があります。
- ⑤原則、毎年申請が必要です。全額免除や納付猶予が承認された人に限り、申請時に希望すると、翌年度以降も自動的に審査にかかる「継続申請」ができます。失業や天災が理由の人は継続申請対象外です。
- ⑥学生は「学生納付特例制度」を利用ください。

国民健康保険税の税率を改定します

問 税務課 市民税係 (Tel64-1511)



国民健康保険は、加入者の国民健康保険税と国、県、市の公費などで運営する制度です。市では、県が示す標準保険料率に基づき、毎年保険税率を改定しています。普通徴収の納期は、7月から3月までの毎月です。4月から3月までの加入期間分を分納します(最大9回)。納付期数など、加入者の異動により変更されることがあります。

■国民健康保険税の税率などの変更内容(かっこ内は昨年度)

	所得割	均等割(1人当たり)	平等割(1世帯当たり)	課税限度額
医療給付費	7.61%(7.86%)	28,189円(29,012円)	28,211円(29,674円)	65万円(65万円)
後期高齢者支援金	3.01%(2.78%)	10,919円(9,978円)	10,928円(10,206円)	24万円(22万円)
介護納付金	2.44%(2.26%)	11,035円(10,345円)	8,481円(8,065円)	17万円(17万円)

■軽減を受ける世帯の所得(未申告などの理由により所得が不明な人がいる世帯は軽減されません)

- ①(43万円+10万円×(給与所得者等の数-1))以下の人…7割
- ②(43万円+29.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者))+10万円×(給与所得者等の数-1))以下の人…5割
- ③(43万円+54.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者))+10万円×(給与所得者等の数-1))以下の人…2割

※給与所得者等とは、給与収入が55万円を超える人、公的年金収入が60万を超える65歳未満の人、または公的年金収入が125万円を超える65歳以上の人です。(給与所得者等の数-1)が0未満の場合は0とします。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険被保険者だった人で、後期高齢者医療制度移行後も引き続き同じ世帯に属する人です。

【産前産後期間による軽減】

子育て世帯支援のため、出産する被保険者に係る産前産後期間の保険税を軽減します。軽減を受けるためには申請が必要です。対象者は、健康づくり課国保年金係で申請してください。

※この制度での出産とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩です(死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む)。

※産前産後期間は、出産予定日(出産日)が属する月の前月から出産の予定日(出産日)が属する月の翌々月の計4か月間です。多胎妊娠・出産の場合は、出産予定日(出産日)が属する月の3か月前からの計6か月間です。

65歳以上の人に介護保険料の納付通知書を送付します

問 介護支援課 介護保険係 (Tel64-1555)



令和6年度の介護保険料決定通知書と納付通知書を7月中旬に郵送します。保険料は3年に1度改定され、今年度が改定の年です。特別な事情なく滞納すると、介護給付が差し止めになることがあります。忘れず納付ください。

【保険料の納付方法】

- 年金から天引き(特別徴収) 年金からの天引きで納めている人は、引き続き年金から天引きされます。(年金が年額18万円以上の人)
- 納付書や口座振替での納付(普通徴収) 年金が年額18万円未満の人や年度途中で65歳になった人、他市町村から転入した人などは、年金天引きが開始されるまでは納付書または口座振替などで納付してください。※納期限内であればコンビニエンスストアやスマートフォン決済でも納めることができます。

【保険料の納付が困難な場合】災害や失業などの影響で保険料を納めることが難しい場合、申請により減免や納付の猶予が受けられることがあります。

【介護保険負担割合証更新は8月】有効期限は7月31日です。8月1日現在、介護認定を受けている人に、新しい介護保険負担割合証を7月中旬に郵送します。

■令和6年度の年間保険料額

所得段階	算定式	年額保険料
第1段階	基準額×0.285	22,230円
第2段階	基準額×0.485	37,830円
第3段階	基準額×0.685	53,430円
第4段階	基準額×0.9	70,200円
第5段階	基準額	78,000円
第6段階	基準額×1.2	93,600円
第7段階	基準額×1.3	101,400円
第8段階	基準額×1.5	117,000円
第9段階	基準額×1.7	132,600円
第10段階	基準額×1.9	148,200円
第11段階	基準額×2.1	163,800円
第12段階	基準額×2.3	179,400円
第13段階	基準額×2.4	187,200円

健康ポイントを貯めると申請者全員に記念品プレゼント

問 健康づくり課 健康係 (Tel64-1515)



令和6年1月1日～12月31日に特定健診やがん検診など、市が実施する健康づくり関連事業に参加するとポイントがもらえます。個人で健康づくりの目標を立てて、3か月以上継続した取り組みができればポイントが加算されます。

- ポイント申請期限 令和7年1月31日
- 対象 申請日に市内に住所がある20歳以上の人
- プレゼント内容 【7歳以上】申請者全員に記念品、【12歳以上】申請者のうち20人に抽選で記念品
- 参加方法 健康ポイント申請書が必要です。申請書は、健康づくり課、各支所市民サービス係、住民健診など市が実施する健康づくり関連事業の会場で配布します。
- 記念品発送時期 令和7年3月以降

まるごとみやま市民まつり屋内展示新規出展団体募集

問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)



健康づくり・福祉の向上・文化の継承発展を図るため、市民まつりの屋内展示を開催します。会場は総合市民センターMIYAMAXの建物内です。参加を希望される新規団体は、電話で申し込みください。

- 開催日 11月23日(祝)、24日(日)
- 応募期限 7月31日(水)
- 会場 総合市民センターMIYAMAX建物内
- 注意事項 ▷物品販売はできません▷スペースに限りがあります。配置や広さなど希望に添えない場合があります▷2日間の参加が原則です。1日のみ参加希望の場合は相談ください

8月から後期高齢者医療被保険者証が「水色」になります

問 健康づくり課 医療係 (Tel64-1527)



新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。届かない場合、7月31日までは大牟田郵便局(Tel0570-943-660)、8月1日以降は医療係へ問い合わせください。

- 有効期限 令和7年7月31日
- ※保険料の滞納がある場合は、有効期限が短い被保険者証を窓口で発行することがあります。

【新しい認定証を郵送】

限度額適用・標準負担額減額認定証などの交付を受けている人で要件を満たす人には、被保険者証とは別に7月下旬に新しい認定証を郵送します。※新たに認定証の交付を希望する場合や「長期入院該当」の適用を受ける場合は、申請が必要です。

- 申請場所 健康づくり課医療係、各支所市民サービス係

- 必要書類(詳しくはお尋ねください) 被保険者証、被保険者のマイナンバーがわかるもの、来庁者の本人確認書類など

【保険料改定】

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。詳しくは、決定通知書を確認ください。

■年間保険料の算出方法(10円未満切り捨て)

$$\text{均等割額} \quad \text{所得割額}$$

$$60,004円 + (総所得金額等 - \text{基礎控除額}) \times 11.83\%$$

■保険料均等割額軽減を受ける世帯の所得 同一世帯内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額の合計が①～③の場合、保険料均等割額が軽減されます。

- ①(43万円+10万円×(給与所得者等の数-1))以下の人…7割
- ②(43万円+29.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1))以下の人…5割
- ③(43万円+54.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1))以下の人…2割

とびうめ@みやまに登録しませんか

問 介護支援課 介護保険係(Tel64-1555)、健康づくり課 国保年金係(Tel64-1529)



市ホームページ とびうめネット

市では、緊急連絡先や医療情報などを登録しておくことで、緊急時に適切で迅速な治療を提供するための福岡県医療情報ネットワーク「とびうめネット」への登録を勧めています。

- とびうめネットで共有される情報
 - ①氏名・性別・生年月日・住所・アレルギーの有無・緊急連絡先
 - ②今までにかかった医療機関名や病名、薬などの医療情報
 - ③要介護認定の情報や担当ケアマネージャーの事業所などの介護情報
 - ④特定健診などの健康診査の結果など
 ※②～④は、市国民健康保険、県後期高齢者医療、市介護保険の情報共有されます。
- 登録申し込み 7月1日より市介護支援課、健康づくり課窓口にて申込書を設置しています。窓口やスマートフォンで登録できます。
- とびうめネット参加医療機関 市ホームページをご覧ください。
- 3つの機能
 - 【救急医療支援システム】 登録者の医療情報(病歴や服用している薬、検査結果)、健診、介護、緊急時の連絡先などの一部の情報が、「とびうめネット」に参加する医療機関へ緊急時に伝わることで、適切で迅速な医療を支援。
 - 【多職種連携システム】 患者基本情報などを患者に携わる多職種(医師・看護師、ケアマネ、介護職員など)間で情報共有し、連携を図ることで、在宅患者の療養を支援。
 - 【災害時バックアップシステム】 医療機関の電子カルテ・電子レセプトデータをバックアップシステムに保全し、大規模災害時や不慮の院内事故の際、当該保全データを医療機関に提供することで、診療の継続を支援。